

平成30年度 販路拡大支援事業補助金

評価表 NO.

30

所管部課名	農林水産部 六次産業対策課				担当者	久木元		
事務事業名	六次産業化推進事業費							
根拠法令	販路拡大支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	1,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 1,000 千円	その他の内容 地域活性化基金			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	共販外販売に取り組む農業者の数			20件/年		平成31年度		
成果指標②								
補助対象者	承認を受けた販路拡大支援事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者で市税の滞納がない農業者及び農業者の組織する団体							
補助対象経費	補助事業者等が生産物の共販外の販売のために使用する資材であって、作成又は購入に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	共販外の販売を主とする農業者又は農業者の組織する団体が自身の農産物の販路拡大、販売促進活動等を行い農業所得の向上を目指す取組に対し支援 ※平成30年度から農業法人も対象							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	10万円を上限に事業費の1/2。ただし、補助金の額は、目標額（前年又は前期の共販外収入の額の110%以上）に対する売上実績の達成度合により、補助金の上限額が10万円～0万円となる。							
上記項目の積算方法								
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	0		316,600	94.1%	136,844	57.8%
		自己負担金			316,600	94.1%	136,844	57.8%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			20,000	5.9%	100,000	42.2%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		336,600	100.0%	236,844	100.0%	
	支出	事業費			336,600	100.0%	236,844	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		336,600	100.0%	236,844	100.0%	
	支出計/前年度支出計						70.4%	
自己資金/前年度自己資金						43.2%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				2		1		
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】HP掲載、販路拡大支援事業実施計画の申請条件に該当する農業者に補助金の案内文を送付。 【費用対効果】 補助事業を活用することで、共販外収入が前年より増える。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】 平成28年度から補助制度開始							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	農家の所得向上及び生産意欲の向上など農業振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	②に該当する。 農村地域では、高齢化や後継者不足により耕作放棄地等の増加等農地の荒廃化が進んでいる。このような状況で、共販外で販売している農業者を支援することで、所得や生産意欲の向上や耕作放棄地対策（農地保全）に繋がる。当該事業は、本市の農業振興に必要な事業である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	共販外の支援は、農家の所得及び生産意欲の向上、農地保全に必要なと考えられるが、本補助金の効果指標等については、更なる検討が必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農家が自身の農産物の販路拡大、販売促進活動等することで、所得及び生産意欲の向上となることから、行政が直接実施するよりも、農家が行うものが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額などについては、要領において明確に規定されている。他の自治体の事例や社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くものとは考えていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助金の額は、目標額（前年又は前期の共販外収入の額の110%以上）に対する売上実績の達成度合により、補助金の上限額が10万円～0万円となる仕組みとなっており、自助努力が必要な補助金であり、明らかに半永続的・固定的な補助ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業振興及び耕作放棄地対策（農地保全）の面からも、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	共販外の販路拡大の支援として本補助金による支援は有効であると考えられるが、今後は時期を見て事業内容等の再検討が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、明確に要領に規定されており、自身の農産物の販路拡大、販売促進活動に必要な資材の購入経費を補助することで、所得向上に繋がり、農業振興となることから、公費をあてるものとして、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 共販外の販売を主とする農業者の所得の向上及び経営の改善において、販売促進に対する補助は有効である。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

販路拡大支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内に住所を有し、かつ、現に市内で農業を営む個人（提出年の前年における農業収入の額がおおむね50万円以上であり、かつ、提出年の前年における共販外収入の額が提出年の前年における共販収入の額を上回る者に限る。）をいう。
- (2) 農業収入 農業に係る収入をいう。
- (3) 共同販売事業 農業協同組合又は農業協同組合連合会が行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第8号の事業をいう。
- (4) 共販収入 農業収入のうち共同販売事業の利用によって得られた収入をいう。
- (5) 共販外収入 農業収入のうち共同販売事業の利用以外の生産物（自らの生産に係る農産物（きのこ類及びたけのこを含む。）及びその一次加工品をいう。以下同じ。）の販売の方式によって得られた収入をいう。
- (6) 提出年 第6条第1項の規定による販路拡大支援事業実施計画書の提出日の属する年をいう。

(補助金の交付の要件)

第3条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して交付する。

- (1) 次に掲げる要件を満たす農業者
 - ア 第6条第1項の規定による市長の承認を受けた販路拡大支援事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
 - イ 市税の滞納がないこと。
- (2) 農業者（第6条第1項の規定による市長の承認を受けた者を除く。）の組織する団体（法人を除く。第6条及び第7条において「農業者団体」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 第6条第1項の規定による市長の承認を受けた販路拡大支援事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする団体であること。
 - イ 当該団体の構成員の全てが市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に100分の50を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 提出年における共販外収入の額(補助事業者等が団体である場合にあっては、当該提出年における全ての構成員の共販外収入の額の合計額。以下この条において「現年収入額」という。)が第6条第2項の目標の額(以下この条において「目標額」という。)以上である場合 10万円
- (2) 現年収入額が提出年の前年における共販外収入の額(補助事業者等が団体である場合にあっては、当該提出年の前年における全ての構成員の共販外収入の額の合計額。以下この条において「前年収入額」という。)及び目標額と前年収入額との差額(以下この条において「収入増加額」という。)に100分の75を乗じて得た額の合計額以上目標額未満である場合 7万円
- (3) 現年収入額が前年収入額及び収入増加額に100分の50を乗じて得た額の合計額以上前年収入額及び収入増加額に100分の75を乗じて得た額の合計額未満である場合 4万円
- (4) 現年収入額が前年収入額以上前年収入額及び収入増加額に100分の50を乗じて得た額の合計額未満である場合 1万円
- (5) 現年収入額が前年収入額未満である場合 0円

(補助対象経費)

第5条 補助金は、補助事業者等が生産物(当該補助事業者等が団体である場合にあっては、その構成員の生産物を含む。以下この条において同じ。)の販売(共同販売事業の利用以外の方式による販売に限る。以下この条において同じ。)のために使用する資材であって、次の各号に掲げるものの作成又は購入に要する経費について交付する。

- (1) 容器、被包その他の生産物の包装の用に供される資材及びこれらの資材に貼り付けるラベル
- (2) ビラ、ポスター、のぼり旗その他の生産物の広告又は宣伝の用に供される資材
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生産物の販売のために使用する資材であって市長が特に必要と認めるもの

(販路拡大支援事業実施計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、販路拡大支援事業実施計画書(別記様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の販路拡大支援事業実施計画書には、当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出年における共販外収入の額の目標を定めなければならない。この場合において、当該目標の額は、当該提出年の前年における共販外収入の額に

100分の110を乗じて得た額（補助金の交付を受けようとする者が農業者団体である場合にあっては、当該提出年の前年における全ての構成員の共販外収入の額の合計額に100分の110を乗じて得た額）以上としなければならない。

3 第1項の販路拡大支援事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が農業者団体である場合における当該補助金の交付を受けようとする者の全ての構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (2) 当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出年の前年における農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額を明らかにした書類（農業者団体にあっては、当該提出年の前年における全ての構成員の農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額を明らかにした書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の申請）

第7条 規則第5条の市長が別に指定する日は、補助事業等を開始しようとする日の1週間前の日とする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市税の滞納がないことを証明する書類（農業者団体にあっては、その構成員の全てについて市税の滞納がないことを証明する書類）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の基準）

第8条 規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 交付申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が第3条各号のいずれにも該当しない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
（実績報告）

第9条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 提出年における農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額（補助事業者等が団体である場合にあっては、当該提出年における全ての構成員の農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額）を明らかにした書類
- (2) 補助事業等の効果について補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (3) 補助事業等に係る写真
- (4) 補助事業等に係る領収書又は請求書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（効果の測定）

第 10 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 補助事業者等の共販外収入の状況

(2) 補助事業者等の数

(補助事業者等の責務)

第 11 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 30 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 31 年度において所要の措置を講ずるものとする。

別記様式（第6条関係）

平成 年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

平成 年度販路拡大支援事業実施計画書承認申請書

販路拡大支援事業補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、販路拡大支援事業実施計画書の承認を受けたく別添のとおり申請します。

備考

- 1 申請者が農業者団体の場合には、「住所」には「代表者の住所」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 申請者が農業者団体の場合には、その全ての構成員の氏名及び住所を記載した書類
 - (2) 申請者の前年における農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額を明らかにした書類（農業者団体の場合には、前年における全ての構成員の農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額を明らかにした書類）
 - (3) その他参考となるべき書類

平成 年度販路拡大支援事業実施計画書

1 目的

2 農業経営等の現況

(1) 個人の場合

前年における 農業収入の額	円（平成 年）
前年における 共販収入の額	円（平成 年）
前年における 共販外収入の額	円（平成 年）
主な販路	
本計画の対象と する品目の名称	

(2) 農業者団体の場合

構成員の氏名				
前年における 農業収入の額	円	円	円	円
合計	円（平成 年）			
前年における 共販収入の額	円	円	円	円
合計	円（平成 年）			
前年における 共販外収入の額	円	円	円	円
合計	円（平成 年）			
主な販路				
本計画の対象と する品目の名称				

3 共販外収入の額の目標

(1) 現年における共販外収入の額の目標

円

備考

- 1 前年における共販外収入の額の 110% 以上としてください。
- 2 農業者団体の場合には、前年における全ての構成員の共販外収入の額の合計額の 110% 以上としてください。

(2) (1)の積算の内訳

品目名	販路	前年における 収入の額	現年における 収入の額の目標
		円	円
		円	円
	計	円	円
		円	円
		円	円
	計	円	円
		円	円
		円	円
	計	円	円
合 計		円	円

備考

- 1 農業者団体の場合には、それぞれの構成員ごとに上記の表を作成してください。
- 2 「現年における収入の額の目標」の合計額（農業者団体の場合には全ての構成員の表の合計額を合算したものは、(1)の額と一致するようにしてください。

4 事業実施計画

内 容	品 目 名	販 路	作成又は購入する資材の 数量及び額
			(単価)×(数量) = (金額) 円
			円
			円
合 計			円

備考 「作成又は購入する資材の数量及び額」の記載の参考となる見積書等を添付してください。

平成30年度から

販路拡大支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農家及び農業法人をいう。
- (2) 農家 市内に住所を有し、かつ、現に市内で農業を営む個人（提出年の前年における農業収入の額がおおむね50万円以上であり、かつ、提出年の前年における共販外収入の額が提出年の前年における共販収入の額を上回る者に限る。）をいう。
- (3) 農業法人 市内に主たる事業所を有し、かつ、主たる業務が農業である法人であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 現に市内で農業を営んでいること。
 - イ 第6条第1項の規定による販路拡大支援事業実施計画書の提出日（以下単に「提出日」という。）の属する決算期の前期における共販外収入の額が提出日の属する決算期の前期における共販収入の額を上回っていること。
- (4) 農業収入 農業に係る収入をいう。
- (5) 共同販売事業 農業協同組合又は農業協同組合連合会が行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第8号の事業をいう。
- (6) 共販収入 農業収入のうち共同販売事業の利用によって得られた収入をいう。
- (7) 共販外収入 農業収入のうち共同販売事業の利用以外の生産物（自らの生産に係る農産物（きのこ類及びたけのこを含む。）及びその一次加工品をいう。以下同じ。）の販売の方式によって得られた収入をいう。
- (8) 提出年 提出日の属する年をいう。

(補助金の交付の要件)

第3条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して交付する。

- (1) 次に掲げる要件を満たす農業者
 - ア 第6条第1項の規定による市長の承認を受けた販路拡大支援事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
 - イ 市税の滞納がないこと。

(2) 農業者（第6条第1項の規定による市長の承認を受けた者を除く。）の組織する団体（法人を除く。第6条及び第7条において「農業者団体」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 第6条第1項の規定による市長の承認を受けた販路拡大支援事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする団体であること。

イ 当該団体の構成員の全てが市税を滞納していないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に100分の50を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

(1) 提出年における共販外収入の額（当該補助事業者等が団体（法人を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）である場合にあっては、当該提出年における全ての構成員の共販外収入の額の合計額。以下この条において「現年収入額」という。）が第6条第2項の目標の額（以下この条において「目標額」という。）以上である場合 10万円

(2) 現年収入額が提出年の前年（当該補助事業者等が農業法人である場合にあっては、提出日の属する決算期の前期）における共販外収入の額（当該補助事業者等が団体である場合にあっては、次に掲げる額の合計額。以下この条において「前年等収入額」という。）及び目標額と前年等収入額との差額（以下この条において「収入増加額」という。）に100分の75を乗じて得た額の合計額以上目標額未満である場合 7万円

ア 当該補助事業者等の構成員のうち農家である者の提出年の前年における共販外収入の額の合計額

イ 当該補助事業者等の構成員のうち農業法人である者の提出日の属する決算期の前期における共販外収入の額の合計額

(3) 現年収入額が前年等収入額及び収入増加額に100分の50を乗じて得た額の合計額以上前年等収入額及び収入増加額に100分の75を乗じて得た額の合計額未満である場合 4万円

(4) 現年収入額が前年等収入額以上前年等収入額及び収入増加額に100分の50を乗じて得た額の合計額未満である場合 1万円

(5) 現年収入額が前年等収入額未満である場合 0円

（補助対象経費）

第5条 補助金は、補助事業者等が生産物（当該補助事業者等が団体である場合にあっては、その構成員の生産物を含む。以下この条において同じ。）の販売（共同販売事業の利用以外の方式による販売に限る。以下この条において同じ。）のために使用する資材であって、次の各号に掲げるものの作成又は購入に要する経費について交付する。

(1) 容器、被包その他の生産物の包装の用に供される資材及びこれらの資材に

貼り付けるラベル

(2) ビラ、ポスター、のぼり旗その他の生産物の広告又は宣伝の用に供される資材

(3) 前2号に掲げるもののほか、生産物の販売のために使用する資材であって市長が特に必要と認めるもの

(販路拡大支援事業実施計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「交付申請予定者」という。）は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、販路拡大支援事業実施計画書（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の販路拡大支援事業実施計画書には、当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出年における共販外収入の額の目標を定めなければならない。この場合において、当該目標の額は、当該提出年の前年（当該交付申請予定者が農業法人である場合にあっては、当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出日の属する決算期の前期）における共販外収入の額に100分の110を乗じて得た額（当該交付申請予定者が農業者団体である場合にあっては、次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額）以上としなければならない。

(1) 当該交付申請予定者の構成員のうち農家である者の当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出年の前年における共販外収入の額の合計額

(2) 当該交付申請予定者の構成員のうち農業法人である者の当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出日の属する決算期の前期における共販外収入の額の合計額

3 第1項の販路拡大支援事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該交付申請予定者が農業法人又は農業者団体である場合における当該交付申請予定者の定款若しくは規約又はこれらに代わる書類

(2) 当該交付申請予定者が農業者団体である場合における当該交付申請予定者の全ての構成員の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地を記載した書類

(3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 当該交付申請予定者が農家である場合 当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出年の前年における農業収入並びに共販収入及び共販外収入（以下この号において「農業収入等」と総称する。）の額を明らかにした書類

イ 当該交付申請予定者が農業法人である場合 当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出日の属する決算期の前期における農業収入等の額を明らかにした書類

ウ 当該交付申請予定者が農業者団体である場合 次に掲げる書類

(7) 当該交付申請予定者の構成員のうち全ての農家の当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出年の前年における農業収入等の額を明らかにした書類

(イ) 当該交付申請予定者の構成員のうち全ての農業法人の当該販路拡大支援事業実施計画書に係る提出日の属する決算期の前期における農業収入等の額を明らかにした書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該補助事業等を開始しようとする日の1週間前の日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市税の滞納がないことを証明する書類（農業者団体にあっては、その構成員の全てについて市税の滞納がないことを証明する書類）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の基準)

第8条 補助金に係る規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該交付申請書を提出した補助事業者等（以下この条において「申請者」という。）が第3条各号のいずれにも該当しない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第9条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 提出年における農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額（当該補助事業者等が団体である場合にあっては、当該提出年における全ての構成員の農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額）を明らかにした書類

(2) 当該補助事業等の効果について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(3) 当該補助事業等に係る写真

(4) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(効果の測定)

第10条 補助金に係る条例第4条第2項第1号の効果は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 補助事業者等の共販外収入の状況

(2) 補助事業者等の数

(補助事業者等の責務)

第 1 1 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 3 0 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 3 1 年度において所要の措置を講ずるものとする。

別記様式（第6条関係）

平成 年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

印

平成 年度販路拡大支援事業実施計画書承認申請書

販路拡大支援事業補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、販路拡大支援事業実施計画書の承認を受けたく別添のとおり申請します。

備考

- 1 申請者が農業者団体の場合には、「住所」には「代表者の住所」又は「代表者の主たる事業所の所在地」を、「氏名」には「農業者団体の名称及び代表者の氏名又は名称」を記載してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 申請者が農業法人又は農業者団体の場合には、定款若しくは規約又はこれらに代わる書類
 - (2) 申請者が農業者団体の場合には、その全ての構成員の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地を記載した書類
 - (3) 申請者の前年又は前期における農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額を明らかにした書類（農業者団体の場合には、全ての構成員の前年又は前期における農業収入並びに共販収入及び共販外収入の額を明らかにした書類）
 - (4) その他参考となるべき書類

平成 年度販路拡大支援事業実施計画書

1 目的

2 農業経営等の現況

(1) 個人又は法人の場合

前年又は前期における農業収入の額	円（ 年・年度期）
前年又は前期における共販収入の額	円（ 年・年度期）
前年又は前期における共販外収入の額	円（ 年・年度期）
主な販路	
本計画の対象とする品目の名称	

(2) 農業者団体の場合

構成員の氏名又は名称				
前年又は前期における農業収入の額	円	円	円	円
合計	円			
前年又は前期における共販収入の額	円	円	円	円
合計	円			
前年又は前期における共販外収入の額	円	円	円	円
合計	円			
主な販路				
本計画の対象とする品目の名称				

3 共販外収入の額の目標

(1) 現年における共販外収入の額の目標

円

備考

- 1 前年又は前期における共販外収入の額の110%以上としてください。
- 2 農業者団体の場合には、全ての構成員の前年又は前期における共販外収入の額の合計額の110%以上としてください。

(2) (1)の積算の内訳

品目名	販路	前年又は前期 における収入の額	現年における 収入の額の目標
		円	円
		円	円
	計	円	円
		円	円
		円	円
	計	円	円
		円	円
		円	円
	計	円	円
合 計		円	円

備考

- 1 農業者団体の場合には、それぞれの構成員ごとに上記の表を作成してください。
- 2 「現年における収入の額の目標」の合計額（農業者団体の場合には全ての構成員の表の合計額を合算したものは、(1)の額と一致するようにしてください。

4 事業実施計画

内 容	品 目 名	販 路	作成又は購入する資材の 数量及び額
			(単価)×(数量) = (金額) 円
			円
			円
合 計			円

備考 「作成又は購入する資材の数量及び額」の記載の参考となる見積書等を添付してください。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出				計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他	その他		
1	平木 隆	100,000	136,844		236,844	236,844				236,844	用するための資材 (包装ファイルの作 成)
2					0					0	
3					0					0	
4					0					0	
5					0					0	
6					0					0	
7					0					0	
8					0					0	
9					0					0	
合計		100,000	136,844	0	236,844	236,844	0	0	0	236,844	